

公開空地における公共的自転車駐車場設置の占用承認に関する基準

制 定 平成 23 年 5 月 31 日

(目的)

第 1 大阪市総合設計許可取扱要綱等の特例に関する要綱（平成 23 年 5 月 31 日制定。以下「要綱」という。）の定めにより、公開空地内に公共的自転車駐車場を設置する場合の占用行為の承認に関して、必要な基準を次のように定める。

(用語の定義)

第 2 この基準における用語の定義は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、大阪市自転車等の駐車の適正化に関する条例（昭和 63 年大阪市条例第 31 号。以下「駐輪適正化条例」という。）、要綱及び大阪市総合設計許可取扱要綱（昭和 54 年 4 月 1 日制定）の例による。

(占用承認の基準等)

第 3 市長は、占用行為の承認申請があった場合、申請に係る公共的自転車駐車場が次の（1）から（4）に適合していると認めるときは、当該申請を承認（以下「占用承認」という。）する。

- (1) 申請に係る敷地周辺の自転車等の放置状況等から、公共的自転車駐車場設置の必要性があること。
 - (2) 次のいずれかに該当する敷地内にあること。
 - ア 駐輪適正化条例第 7 条に基づき市長が指定した自転車放置禁止区域（以下「放置禁止区域」という。）内に存在する敷地
 - イ 放置禁止区域に接する敷地
 - ウ 放置禁止区域の境界から 100 メートル以内に存在する敷地
 - (3) 公共的自転車駐車場の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、自転車等を有効に駐車することができ、かつ、次のアからオに定める要件を満たしていること。
 - ア 公共的自転車駐車場以外の用途に供する部分と明確に区画して設置されていること
 - イ 敷地内の歩行者の主たる動線及び高齢者、障害者等の建築物利用に配慮して配置されていること
 - ウ 利用者が容易に利用できるよう公共的自転車駐車場の位置及び利用方法が表示されていること
 - エ 利用者が容易に視認できる位置に公共的自転車駐車場の出入口があること
 - オ 公共的自転車駐車場の周辺を通行する者が、出入りする自転車等を容易に視認できる構造であること
 - (4) 公共的自転車駐車場の利用料金は、無料であること。
- 2 占用承認を受けた者は、占用承認に係る公共的自転車駐車場の設置工事が完了したとき、占用承認に係る公共的自転車駐車場の撤去を行い、当該公共的自転車駐車場に供されていた部分の原状回復が完了したときは、それぞれ市長に報告しなければならない。

(占用承認期間)

第4 公共的自転車駐車場の設置に係る占用承認の期間は5年以内とする。

- 2 占用承認を受けた者は、占用承認の期間終了の日までに当該公共的自転車駐車場の撤去を行い、公共的自転車駐車場に供されていた部分を原状に回復しなければならない。

(維持管理)

第5 占用承認を受けた者は、占用承認に係る公共的自転車駐車場の日常の維持管理等について、その供用を開始する前までに市長と協定を締結し、設置した公共的自転車駐車場をその趣旨に基づき、適切に維持管理しなければならない。

- 2 占用承認を受けた者は、設置した公共的自転車駐車場の維持管理の状況等について、占用承認期間開始の日から1年毎又は市長が必要と認める場合に市長に報告しなければならない。

(占用承認の取消し)

第6 市長は、占用承認に係る公共的自転車駐車場の設置又は維持管理の状況が、この基準の各規定又は第5の規定に基づく協定の内容に適合していないと認める場合、当該占用承認を取消すことができる。

- 2 第6 1の規定に基づき占用承認を取消された者は、速やかに占用承認に係る公共的自転車駐車場の撤去を行い、公共的自転車駐車場に供されていた部分を原状に回復しなければならない。

(公共自転車駐車場の場合)

第7 公開空地内に設置される公共的自転車駐車場が公共自転車駐車場（総合設計許可に係る建築物の所有者から無償の用地提供を受けた市長が事業契約を締結し、当該事業者が当該用地内で公共的自転車駐車場を設置、運営するものをいう。）の場合は、第3 1 (4) 並びに2、第5及び第6の規定は適用しない。

- 2 公共自転車駐車場の設置については本市の指示による。

附 則

- 1 この基準は、平成23年6月1日から実施する。

- 2 この基準は、その運用状況、実施効果等を勘案し、実施の日以後5年後を目処に見直しを行う。